

さざれキャピタルマネジメント株式会社は「苦情処理措置」及び「紛争解決措置」について以下の通り定めています。

#### 苦情処理措置について

当社は、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂くよう努めております。

##### ① 当社に対する苦情等の申出先

###### さざれキャピタルマネジメント株式会社

107-0052 東京都港区赤坂 1-4-14 ダイヤモンドビル赤坂 5階

電話 03-6450-4612 (受付時間 平日 9:00~17:00)

メール info@sazalle.com

##### ② 苦情解決に向けての標準的な流れ

- 1) お客様からの苦情等の受付
- 2) 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- 3) 解決案のご提示・解決

##### ③ その他

当社は、当社での対応により苦情の解決を図るほかに、お客様の必要に応じて、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

###### 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(注)

103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル・受付時間 平日 9:00~17:00)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- 1) お客様からの苦情の申立
- 2) 会員業者への苦情の取次ぎ
- 3) お客様と会員業者との話し合いと解決

#### 紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(注)が行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- 1) お客様からのあっせん申立書の提出
- 2) あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- 3) お客様からのあっせん申立金の納入
- 4) あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- 5) あっせん案の提示、受諾

(注) 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」は当社が加入している一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決及びあっせんについての業務を受託しています。